

## 教育基本法改正法案について慎重審議を求める会長声明

教育基本法改正法案は、本年11月15日の衆議院教育基本法特別委員会において、野党4党が採決に出席しないまま、自民党・公明党の与党などの賛成多数で可決された。報道によれば、与党は、11月16日午後の衆議院本会議で改正案を可決し、参議院に送付した。

しかしながら、今国会における衆議院教育基本法特別委員会の議論は、最近になって明らかとなった高等学校での必修科目（世界史・日本史等）未履修問題や、政府が主催した教育改革タウンミーティングでの「やらせ質問」問題、頻発する子どもたちのいじめ自殺問題等に審議が集中した。「愛国心」を初めとする徳目の問題や、教育が時の様々な政治権力による不当な介入を受ける危険性があること等、当会が平成18年10月4日付意見書で指摘した教育基本法改正法案の重要な問題点は、ほとんど議論されず論点は深まらなかった。しかも、「やらせ質問」等前記一連の問題に対する政府や文部科学省の関与、それら責任の解明も不明確なままである。

教育基本法は教育憲法とも言われ、我が国の教育の基本的あり方を定める極めて重要な法律である。現在のように国会においても国民世論においても議論が十分になされていない状況の下で教育基本法を「改正」することは、我が国の教育の根本的方針を誤る惧れがあり、到底許されるところではない。

当会は、前記平成18年10月4日付意見書及び平成18年4月18日付会長声明において、徹底的な慎重審議を求めたが、衆議院が十分な審議を経ることなく教育基本法改正法案を可決したことは、極めて遺憾である。当会は、改めて、我が国の教育のあり方に大きく影響する教育基本法改正法案について、徹底した慎重な審議を求めるものである。

2006年（平成18年）11月16日

大阪弁護士会

会 長 小 寺 一 矢